

第1章

特許における取組

特許庁では、2013年度末までに一次審査通知までの期間を11か月とするという目標（FAII）の達成に向けて、2004年以来様々な取組を実施し、この目標を達成した。この間、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、海外を含む知的財産戦略の重要性が一層増していた。このため、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、今後10年を見据えて「世界最速・最高品質の特許審査」を実現していく必要があり、これの実現に向けて2014年度は様々な取組を講じてきた。本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び、海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1 審査の迅速性を堅持するための取組

2013年度末にFAIIを達成し、出願人は国内外での特許取得の可能性を早期に知ることができるようになった。他方、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間を短縮するというユーザーニーズが高まっていた。そこで、今後10年以内に特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」（標準審査期間）が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、ユーザーにとって、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待できる。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(I) 特許審査の迅速化の推進

①登録調査機関による先行技術文献調査の拡充

近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりに対応するために、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を、日本語特許文献に加えて外国語特許文献まで拡張し、外国語特許文献まで含めた調査の質の向上、及びそれに伴う審査迅速化の推進が図られた。その結果、2014年度の登録調査機関による先行技術文献調査の総件数14.9万

件のうち7.7万件について、日本語特許文献だけでなく外国語特許文献の調査も行われた。

引き続き、登録調査機関による外国語特許文献の調査をより一層充実させることによって、審査結果の海外への発信力を強化しつつ、審査効率のさらなる向上が期待される。

先行技術文献調査を行う登録調査機関の数は、2014年度に新たに1機関が参入し、2015年4月1日現在で11機関となった。また、2014年度には、4の既存の登録調査機関が、のべ12の区分で新たに業務を開始した。

1. 「権利化までの期間」については、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。

2-1-1 図 登録調査機関一覧 (2015年4月1日現在)

登録調査機関名	登録区分	調査業務実施者数
(一財)工業所有権協力センター	1~39 (全区分)	1,580
テクノサーチ(株)	10 (自動制御) 11 (動力機械) 12 (運輸) 13 (一般機械) 14 (生産機械) 15 (搬送組立) 16 (繊維包装機械) 17 (生活機器) 18 (熱機器) 19 (福祉・サービス機器) 20 (無機化学)	111
(一社)化学情報協会	30 (有機化合物)	28
(株)技術トランスファーサービス	3 (材料分析) 8 (アミューズメント) 18 (熱機器) 19 (福祉・サービス機器) 24 (医療) <u>27 (有機化学)</u> 31 (電子商取引)	74
(株)先進知財総合研究所	1 (計測) 2 (ナノ物理) 3 (材料分析) 4 (応用光学) 5 (光デバイス) 6 (事務機器) 7*(自然資源) 8*(アミューズメント) 9 (住環境) 10*(自動制御) 11*(動力機械) 22 (金属電気化学) 23 (半導体機器) 24 (医療) 25*(生命工学) 26*(環境化学) 27*(有機化学) 28 (高分子) 29 (プラスチック工学) 30 (有機化合物) 34 (伝送システム) 36 (デジタル通信) 37 (映像機器)	193
パテントオンラインサーチ(株)	8 (アミューズメント)	19
(株)パソナグループ	<u>1 (計測)</u> 2 (ナノ物理) 3 (材料分析) 4 (応用光学) 5 (光デバイス) 6 (事務機器) 7 (自然資源) 8 (アミューズメント) 9 (住環境) 10 (自動制御) <u>12 (運輸)</u> 14 (生産機械) 17 (生活機器) <u>18 (熱機器)</u> 19 (福祉・サービス機器) 20 (無機化学) <u>21 (金属加工)</u> 22 (金属電気化学) 23 (半導体機器) <u>24 (医療)</u> 25*(生命工学) <u>26 (環境化学)</u> 27 (有機化学) 28 (高分子) 29 (プラスチック工学) 30*(有機化合物) 31 (電子商取引) 32 (インターフェイス) 33 (情報処理) 34 (伝送システム) 35 (電話通信) 37 (映像機器) <u>38 (画像処理)</u> 39 (情報記録)	215
(株)古賀総研	20 (無機化学) 21 (金属加工) 23 (半導体機器)	54
(株)みらい知的財産技術研究所	8 (アミューズメント) 10*(自動制御) 14 (生産機械) <u>17 (生活機器)</u> 18 (熱機器) 31 (電子商取引) 32 (インターフェイス) 33 (情報処理) 34 (伝送システム) 35 (電話通信) 38 (画像処理)	91
(株)廣済堂	5 (光デバイス) 17 (生活機器) 18 (熱機器) 19*(福祉・サービス機器) 31*(電子商取引) 37 (映像機器)	64
ジェット特許調査(株)	<u>8*(アミューズメント)</u>	10

*：2014年度から新たに業務を開始した区分
下線：2014年度に区分追加の登録がされた区分
(資料)特許庁作成

さらに、2014年度には、受注可能な技術分野の範囲拡大を目指して、3の既存の登録調査機関において、12の区分で区分追加の登録がなされた。各登録調査機関において、より幅広い技術分野での受注が可能となることから、出願動向に合わせた柔軟な対応が期待できる。

②必要な審査官の確保

我が国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、2004年度から2008年度までの5年間で490名の任期付

審査官を確保するなど、これまで、審査官の増員を実現してきた。また、2009年度以降は、任期(5年間)満了を迎えた任期付審査官の再採用を実施し、審査処理能力の維持に努めている。ユーザーニーズである安定した権利を迅速に付与するため、平成27年度においては、平成26年度に引き続き、14名の通常審査官と100名の任期付審査官の手当をしたところ、今後も、必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2)早期審査制度・スーパー早期審査制度

①早期審査制度

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行

う早期審査制度を実施している。

早期審査制度では、既に実施又は2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、また、中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・TLO、公的研究機関からの出願を対象としているほか、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）についても試行的に対象としている。2011年8月からは、企業活動に必要な技術を早期に保護し活用可能とすることで、震災からの復興を支援するため、被災した企業、個人等の出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。また、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

2014年の早期審査の申請は17,068件であり、利用数は年々増加傾向にある。早期審査制度を利用した出願の2014年の一次審査通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均2.1か月となっており、制度を利用しない出願と比べ、一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。また、2014年にお

いて申請から権利化までの期間は、平均5.3か月となっている。

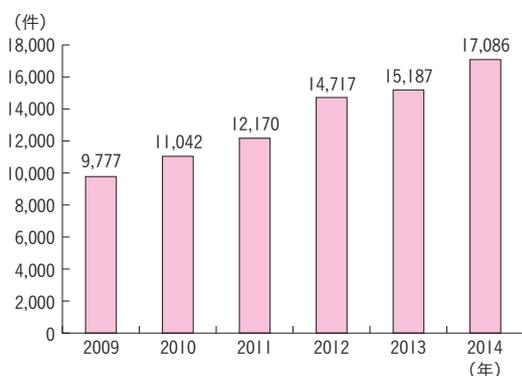
②スーパー早期審査制度

特許庁では、通常の早期審査の対象となる出願のうち、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを1か月以内（DO出願¹については、原則2か月以内）で行い、さらに、再着審査²についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2014年のスーパー早期審査の申請は、早期審査の申請17,068件のうち、642件であった。スーパー早期審査制度を利用した出願の2014年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.8か月（DO出願については平均1.4月）となっている。また、申請から権利化までの期間は、2014年の平均2.1か月となっており、通常の早期審査の場合と比べてもさらに短縮されている。

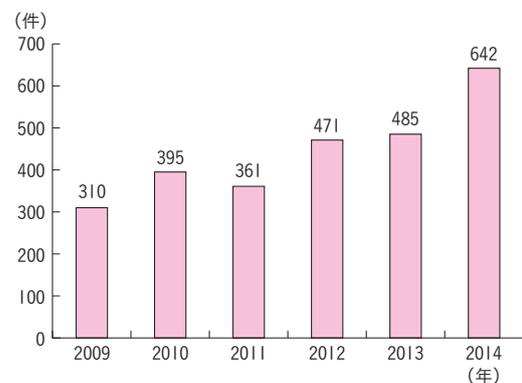
2-1-2 図 早期審査の申請件数の推移



(資料)統計・資料編第2章 18. (I)

2-1-3 図

スーパー早期審査の申請件数の推移



(資料)特許庁作成

1. PCT国際出願後、国内に移行した出願
2. 一次審査後、出願人からの意見書や補正書の提出を受けて行われる再度の審査

Column 8

女性が輝ける職場：特許庁

特許庁では、男女の区別なく職員が働いており、女性が庁内の様々な部署で活躍しています。例えば、審査・審判の仕事や、イノベーションを促すための産業財産権施策を企画立案する仕事に携わったり、産業財産権制度の活用支援や国際的な協力活動と制度調和の推進に貢献しています。そして、庁内のみならず、経済産業省や外務省などの他府省庁、大学や裁判所、世界知的所有権機関などの海外機関等においても多種多様な責任のある仕事に従事しています。

職員からも、人材の長期育成や職員の相互尊重がなされており、風通しもよい環境が整っているため、働きがいのある職場との評価がされているところです。

また、家庭も仕事も頑張りたい者が利用できる制度として、早出遅出勤務制度があり、妊娠・出産・子育てのライフステージの変化にも柔軟に対応することができる制度や環境が整っています。

特許庁は、女性の皆様にも特許庁という職場を更に知ってもらいたいと考え、特許審査官、意匠審査官、商標審査官、事務職員を志望する女性向け説明会を年に数回開催しています。また、女性パンフレット¹（写真）を平成27年1月に作成しましたので、御興味を持っていただけた方は特許庁ホームページの採用情報から御覧ください。

なお、経済産業省は、平成27年1月30日に「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定しました。特許庁は、同取組計画を踏まえ、これからも女性が一層輝ける職場作りに取り組んでまいります。



1. http://www.jpo.go.jp/shoukai/saiyou/pdf/tokkyo_sinsakan/pamphlet_josei.pdf

2 質の高い権利を設定するための取組

特許権の活用がより重要となる中、迅速性を堅持した上で、審査制度が本来求める的確性の確保により留意する必要がある。国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、面接審査、事業戦略まとめ審査等のユーザーニーズに応じた取組、及び、「特許審査に関する品質ポリシー」の策定、審査品質管理小委員会の設置等の特許審査の質の維持・向上のための取組を実施した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための取組について紹介する。

(I) ユーザーニーズに応じた取組

① 面接審査

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑に意思疎通を図り、審査手続の効率化に資するよう、面接審査を実施している（2014年実績は、3,962件）。従来、迅速かつ的確な審査に資しないと判断される場合に面接審査を受諾しないこともあったが、質の高い特許権を設定するためには、審査官と代理人等とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることも重要であり、これまで以上に面接審

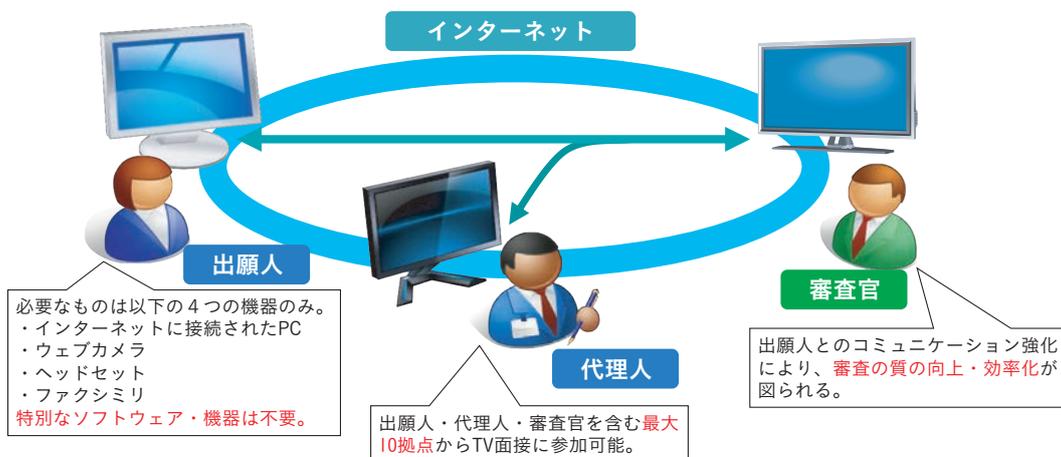
査を拡充していくことが求められる。そこで、2014年10月に「面接ガイドライン」を改訂し、代理人等からの面接の要請があった場合、原則1回は面接審査を受諾することとした。また、面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査（2014年実績は、384件）や、テレビ会議システムを利用したテレビ面接審査も実施している（2014年実績は、50件）。

Column 9

テレビ面接審査

特許を出願し、拒絶理由通知が届いた場合、書面ではなく直接審査官に説明したいと思ったことはありませんか。特許技術についてはもちろん、事業の背景や技術を取り巻く事情等を審査官に伝えたい案件もあるはずですが、しかし、特許庁へ行くには時間も経費もかかる…。そんなときに利用していただきたいのがテレビ面接審査です。

これまでのテレビ面接審査は、全国に9か所ある最寄りの経済産業局特許室等、テレビ会議システムを設置している場所へ出向かなければなりませんでした。2013年4月に導入した新テレビ会議システムは、インターネット回線を利用するため、自分のパソコンからテレビ面接審査に参加できるようになりました。また、新テレビ会議システムは、同時に10拠点（10台の機器）からの参加が可能となるため、出願人と離れた場所にいる代理人や発明者も特許庁にお越しただけなくともテレビ面接審査を受けることができます。しかも、このテレビ会議システムは海外からも利用可能です。地理的な利便性に加え、画面には作画や文字を書き込める機能もありますので、効果的な質疑応答が行えます。特別なソフトのインストールは不要ですし、パソコン操作さえできれば、画面上の機能も感覚的に簡単に使えます。特に地方に在住し、特許庁になかなかお越しになれない出願人の方々には積極的に利用していただきたいと考えています。



テレビ面接の手続の流れ

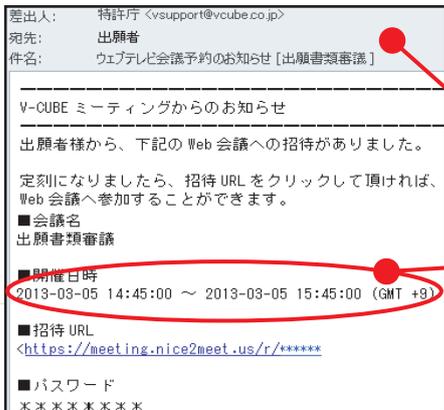
1. 申込



直接、担当審査官へご連絡下さい。その際、以下の情報を担当審査官までお知らせ下さい。

- ・テレビ面接の希望日時
- ・出願人側参加者全員の氏名、電子メールアドレス

2. 招待メールの受信



テレビ面接審査の申込後、テレビ面接の時間が確定したら、電子メールアドレス宛てに、数日以内に招待メールが届きます。

特許庁のテレビ会議システムから届くメールをご確認してください。

テレビ面接審査を行う日時を確認してください。

3. 招待 URL へのアクセス



招待メールに示された開催日時になったら、招待 URL へアクセスして、ウェブサイト上の会議室へ入室してください。

カメラ、マイクが接続されていることを確認してクリックします。

4. テレビ面接審査の開始



会議室へ入室すると、審査官とのテレビ面接審査が始まります。

ホワイトボードです。図形、文字などを書き込んだり、指差しツールでホワイトボード上を指さすことができます。

会議参加者の映像が映ります。

ホワイトボードへの資料のアップロードを行なえます。

チャット機能により、URLリンク等を送ることができます。

②事業戦略まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化にともない、企業の知財戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査を2013年4月より開始した（2014年実績26件（対象となった特許出願件数267件））。また、2014年10月に「事業戦略対応まとめ審査ガイドライン」の改訂を行い、一の事業の中に位置づけられる出願群については、その出願群に申請者が出願人となっていない出願が含まれている場合にも、事業戦略対応まとめ審査の申請を可能とする等、事業戦略対応まとめ審査の対象を拡充した。

事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接などを活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。さらに、ユーザーの希望するタイミングでの権利化を支援するために、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めていく。

③特許審査着手見通し時期のデータの提供

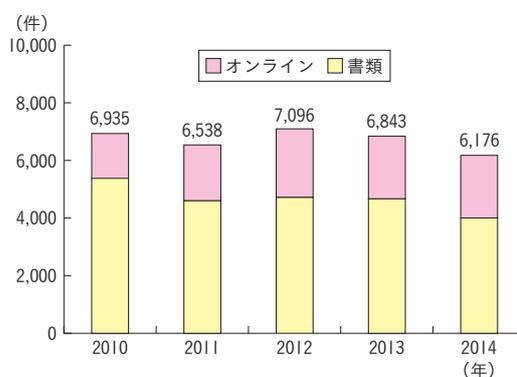
出願人及び代理人の戦略的な特許管理を支援するため、特許庁ウェブサイトの「特許審

査着手見通し時期照会」を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期を提供している。着手見通し時期の提供により、出願人による権利化の必要性等についての検討を促すとともに、必要に応じて早期審査制度、面接審査、及び審査請求料返還制度¹を利用することができるよう支援していく。また、第三者の情報提供制度の利用に資するべく、第三者にも着手見通し時期を照会可能としている。

④情報提供制度

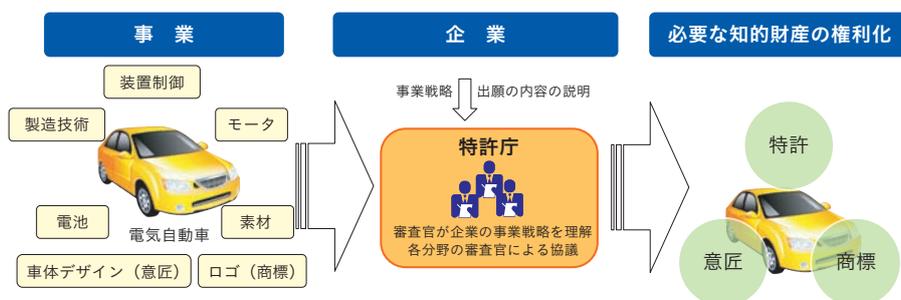
情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである。2014年には、6,176件の情報提供があった。

2-1-5 図 情報提供件数の推移



(資料)特許庁作成

2-1-4 図 事業戦略対応まとめ審査



Column 10

特許審査の質についてのユーザー評価調査

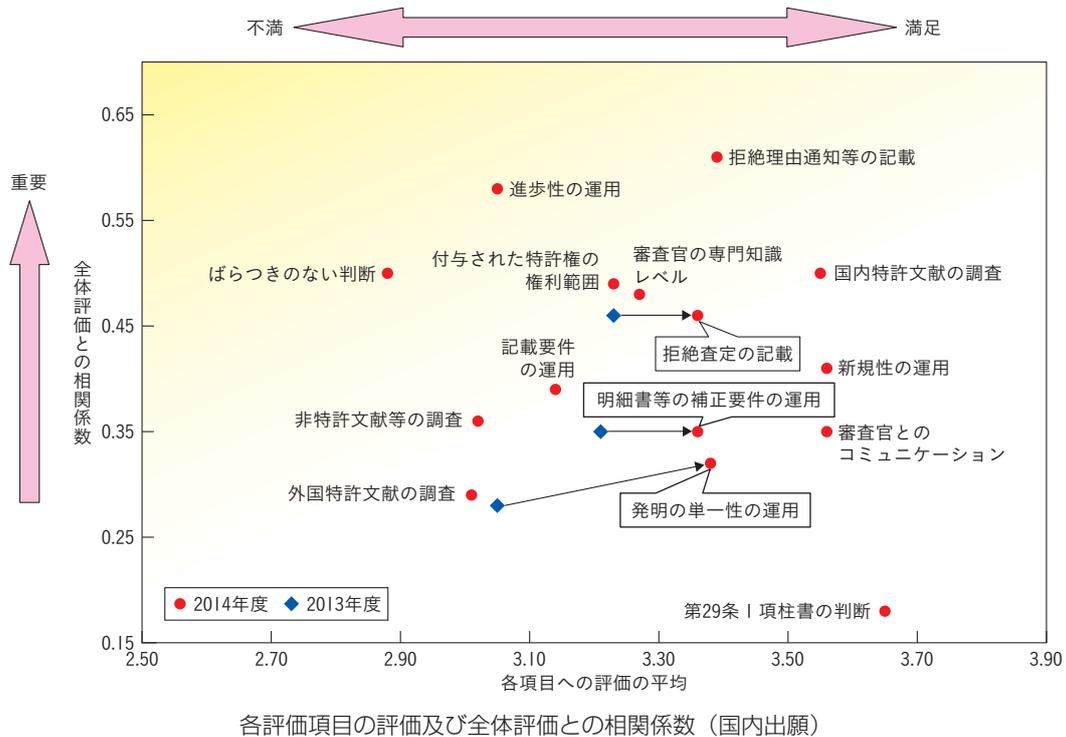
特許審査の質についてのユーザー評価調査は、2012年度から継続して2014年度も実施しています¹。

本調査においては、特許審査に対する評価（満足度）の向上に向けて、どのような点に優先的に注力すべきか把握するため、各個別の評価項目（拒絶理由通知の記載、進歩性の運用等）の評価が、質全般への評価（全体評価）に対して与える影響について分析しています。このような影響の強さは、一般の顧客満足度調査においてもよく行われるとおり、全体評価（特許審査の質全般に対する五段階評価）と、各個別の評価項目の評価（項目別の五段階評価）との間の相関係数の大きさにより分析することができます。

国内出願に関して、各項目の評価の平均と、相関係数の値との関係を図示すると、特に現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目（図面の左上の背景が濃い項目）について、優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、「ばらつきのない判断」については、全体評価への相関が高く、全体評価に影響しやすく、重要な項目であるといえます。特に、「進歩性の運用」、「ばらつきのない判断」については、比較的、評価が低いために優先的に改善・向上を図るべき項目であるといえます。

2013年度に比べて項目の評価の平均が比較的大きく変化した評価項目（拒絶査定等の記載、明細書等の補正要件の運用、発明の単一性の運用）についてはいずれも満足の方に推移しています。特に、発明の単一性の運用については大きく満足の方に推移しています。

本調査は、品質マニュアルにおいて説明される「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、特許審査業務の評価（CHECK）として位置づけられます。そして、今後も継続的に調査を行い、上記のような分析を実施することで優先的に取り組むべき重要な課題を把握し、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。



1. 第2部第1章2.(2)③参照

Case 1

知的財産活用企業 —2015 年度知財功労賞受賞企業より その1—

知的財産に基づいたオムロンの強み・役割を認識し、事業・技術・知財の三位一体運営でイノベーションの実現をめざすオムロン株式会社

オムロン株式会社（京都府）は、制御機器・FA システム、電子部品、車載電装部品、社会システム、健康医療機器・サービス、環境関連機器・ソリューション、組込システム・PC 周辺機器といった事業領域で、安心・安全、健康、環境をテーマとして、グローバルな社会課題の解決に向けた新技術と製品の開発に取り組んでいる。同社では企業理念に基づき、知的財産に関わる行動の指針として「オムロン知財行動指針」を制定し、事業と経営に貢献する知財活動を推進している。

1. 質の高い知的財産の形成【品質第一】
2. 知的財産の積極的な活用【絶えざるチャレンジ】
3. 知的財産の尊重・保護・管理【公正な行動】
4. 知的財産に基づいた強み・役割の認識【自律と共生】

知的財産センタは、社長直轄の技術・知財本部に配置され、グループ全体の知的財産を横断的につなぐ企画室と、事業に密着対応する業務室の二室のマトリクス運営体制をとっている。企画・営業・開発・知的財産が連結してターゲット顧客の出願特許から顧客ニーズを抽出するプロセスと体制を構築し、ここで得られた情報と市場・競合の情報を総合的に判断し開発テーマの決定を支援。「知財行動指針」から導かれる「IP ポリシー」を現実の知財活動に結び付けていく具体的な取組として、事業と知的財産で戦略の整合を行い、知財シナリオに基づき出願、権利化、活用、放棄を行っている。また、主要な特許の着眼点や効果を web 上でわかりやすく解説することで、ライセンスや事業の自由度確保のためのクロスライセンスの促進を図っている。



制御機器・FA システム

事業に貢献し期待される知財部門であり続けるために、独自に工夫し他企業の模範となる具体的な知財活動として、事業・開発部門と共同で顧客価値・機能・技術の関係を見える化したツリーを作成。自社他社の知財状況を追記し、事業・開発の両視点から注力領域を議論し、新たな発明創出のきっかけとして活用。事業・技術・知的財産が共通して作成する帳票を用いることによって、事業・技術・知的財産の連結を常に図り、知的財産が常に事業・技術を意識し、事業が常に技術・知的財産を意識するようにする、といった三位一体の運営を徹底している。



世界初の無人改札システム

同社では、世界 80 カ国を網羅したグローバルな販売ネットワークを構築しており、日本の知財部門に加え、中国、米国、欧州、シンガポールの各拠点が担当エリアの知財活動をサポートしている。グローバルで「OMRON」ブランドを保護するため、世界各国で商標登録しており、2011 年には中国馳名商標¹の認定を獲得。第三者による侵害の監視、早期発見などに積極的に取り組んでいる。



太陽光発電用パワーコンディショナ全機種に「AICOT」を搭載

業界初の太陽光発電システムの多数台連系時の単独運転防止技術「AICOT[®]」を標準化し、規格策定に際しては特許を一部開放。AICOT 技術として、国内向けパワーコンディショナ全機種に搭載することで、太陽光発電の普及に大いに貢献している。

1. 馳名商標とは中国で関係公衆に広く知られ、かつ、高い名声を有する商標を指す。

(2) 特許審査の質の維持・向上のための取組

① 特許審査の質をめぐる動向

特許審査の的確性の確保は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎつつ、国際的に信頼される質の高い特許権を設定し、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。他方で、権利化までの特許審査プロセスの枠組みは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国・地域の特許庁間で大きな相違はない。さらに、五庁間で特許出願・審査関係書類を照会することが可能なワンポータルドシエの構築により、特許審査プロセスの成果物は、各庁間で容易に利用可能な状況となっている。したがって、特許制度のユーザーの立場からは、より質の高い成果物を適時に提示することのできる特許庁を最も先に出願する庁として選択することにより、権利化のための予見性が高まって、コストの削減が可能であり、また、特許庁の立場からは、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選ばれる競争環境に晒される状況となっている。

このような状況の下、欧米の特許庁も特許審査の品質向上に注力し始めている。欧州特許庁は、2011年に4～5年程度先を見据えたロードマップを5つの分野について策定し、その一つとして品質を挙げており、2014年末には特許付与手続の品質管理システムについてISO9001認証を取得した。米国特許商標庁においても、2014-2018年戦略計画の中で、2010-2014年戦略計画に引き続き、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、今年初めには、特許品質担当の副局長を新たに任命した。

我が国特許庁もその例外ではなく、以下に

示すように、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

② 審査基準に関する取組

2014年8月に開催された産業構造審議会知的財産分科会 特許制度小委員会 審査基準専門委員会 WG 第1回会合での審議の結果を踏まえ、審査基準の記載を簡潔かつ明瞭なものとし、審査基準を理解する上で役立つ事例や裁判例を充実化すること、審査基準を国際的に通用するものとし、審査基準の全編にわたる見直しが進められている。具体的には、2014年10月から2015年3月までに開催された審査基準専門委員会 WG 第2～4回会合で、「不特許事由」及び「発明の新規性喪失の例外規定」の審査基準の新設、「進歩性」及び「記載要件」の審査基準の見直しについて審議が行われた。今後、2015年度中に改訂審査基準の運用を開始することを目指し、引き続き検討を進めていく。

③ 特許審査の品質管理の推進

出願人等の制度ユーザーが求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことは勿論のこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2014年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシー・品質マニュアルの策定及び公表に加え、「品質の保証」、「品質の検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質ポリシー・品質マニュアルの公表

特許庁は、2014年4月に、特許審査の品質管理の基本原則となる「特許審査に関する

品質ポリシー」(品質ポリシー)の日本語版¹、英訳版²を公表するとともに、パンフレットを作成し、企業等との意見交換や国際会議の場を通じて制度ユーザーや外国特許庁等に積極的に配布することで、広く周知を行った。また、上記品質ポリシーの基本原則に沿った特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「特許審査の品質管理に関するマニュアル」(品質マニュアル)についても日本語版³、英訳版⁴を公表した。

b. 品質の保証

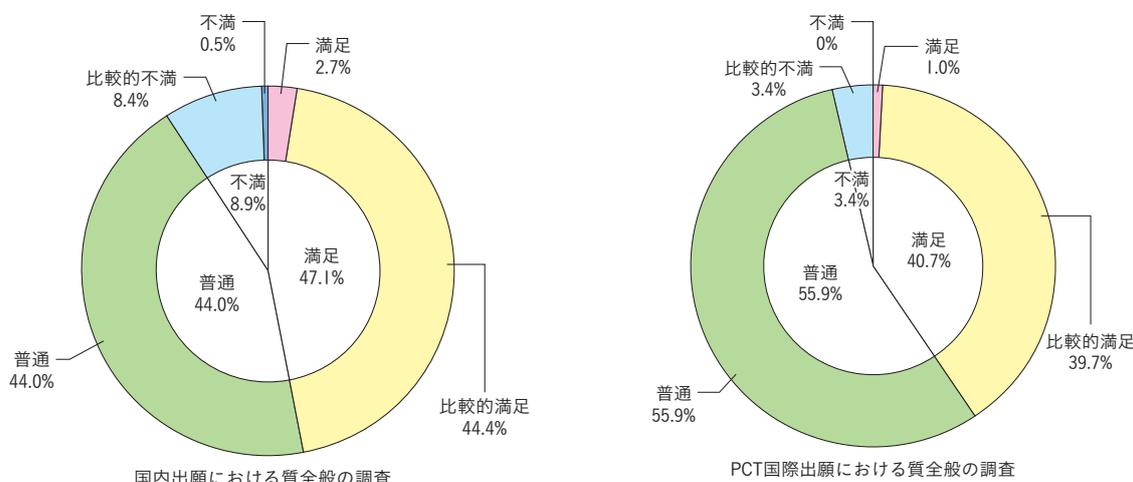
特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査のばらつきを抑制を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。2014年度は、審査官が自発的に行う協議に加えて、拒絶理由を一度も通知することなく特許査定する案件や、一定回数以上拒絶理由を通知している案件等について、必ず協議を行うこととした(2014年度約8.3万件)。また、一部の協議については、同じ審査室のみならず、異なる審査室の審査官同士においても実施され、関連する技術分野の審査官間での知見の共有も図られている。

さらに、我が国特許庁から発送される書類の品質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書類の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書類の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

c. 品質の検証

2014年4月には、特許審査の品質監査を行う者として、約90名の「品質管理官」を新たに設置し、全ての技術分野ごとに担当する品質管理官を割り当てた。当該品質管理官は、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から選任された者である。当該品質管理官により、拒絶理由の論理構成や先行技術文献調査の的確性等についての監査を行っている。品質管理官による品質監査の結果は、その案件の審査を担当した審査官や、その審査官が所属する審査室の管理職にフィードバックされ、審査官は以後の自身の審査にそのフィードバック内容を反映させることにより、審査の質の維持・向上に努めている。他方で、品質管理室は、その監査結果を集計することにより、特許審査の質の現状把握と、課題抽出を行い、関係部署に情報共

2-1-6 図 2014年度ユーザー評価調査の結果



(資料)特許庁作成

1. (日本語版) http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
 2. (英訳版) http://www.jpo.go.jp/seido_e/s_gaiyou_e/patent_policy.htm
 3. (日本語版) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
 4. (英訳版) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/patent_manual.htm

有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。また、品質管理室において、拒絶理由通知書において発生する典型的な不備に関する監査も実施している。

さらに、特許庁では、特許審査の質に対するユーザーのニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的として、2012年度から、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについて調査を行っている。2014年度は、内国企業625社、外国企業30社、代理人54者を対象として、2013年に特許査定または拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された2,061件と、2013年に国際調査報告または国際予備審査報告が作成されたPCT国際出願の中からランダム抽出された747件についての調査を行った。また、今年度の調査においては、調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可能にした。本調査における調査票の回収率は、例年9割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2014年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は91.1%、

PCT国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は96.6%と、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている。収集したユーザー評価は庁内において詳細な分析を行い、2015年5月に特許庁ウェブサイトでユーザー評価調査報告書を公表した¹。

d. 品質管理に対する外部評価

2014年8月に、特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について外部から客観的な評価を受け、それを今後の品質管理の取組等に反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置した。本小委員会において、審査の品質管理の実施体制・実施状況を評価するための評価項目及び評価基準を定め、それらに基づき評価を行うとともに、改善点が提案された²。

また、企業との意見交換会や、電話、特許庁ウェブサイト³等からの個別案件に関する情報提供を通じて、ユーザーニーズの把握も行っており、それらも特許審査の質の向上に活用している。

2-1-7 図 審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

1. http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/chousa/h26_shinsa_user.htm
 2. http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm
 3. <http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm#goiken>

④世界で通用する安定した権利の設定

a. 外国特許文献検索に関する取組

近年、世界の特許文献において、日本語以外の言語で記載された外国特許文献（実用新案を含む）の割合が急増している。特許庁が世界で通用する安定した権利の設定を行うためには、こうした外国語の特許文献を含め、先行技術文献を的確かつ効率的に調査する必要がある。そこで、特許庁では、外国特許文献検索システムの開発や、高度検索システムの検討を進めてきており、中でも、増加が著しい中国特許文献及び韓国特許文献（中韓文献）を審査官が容易に調査できる環境を実現しなければ、不十分な先行技術文献調査のため安定した権利の設定が困難となるおそれがあることから、中韓文献を日本語によって検索可能な環境の整備を重点的に進めてきた。

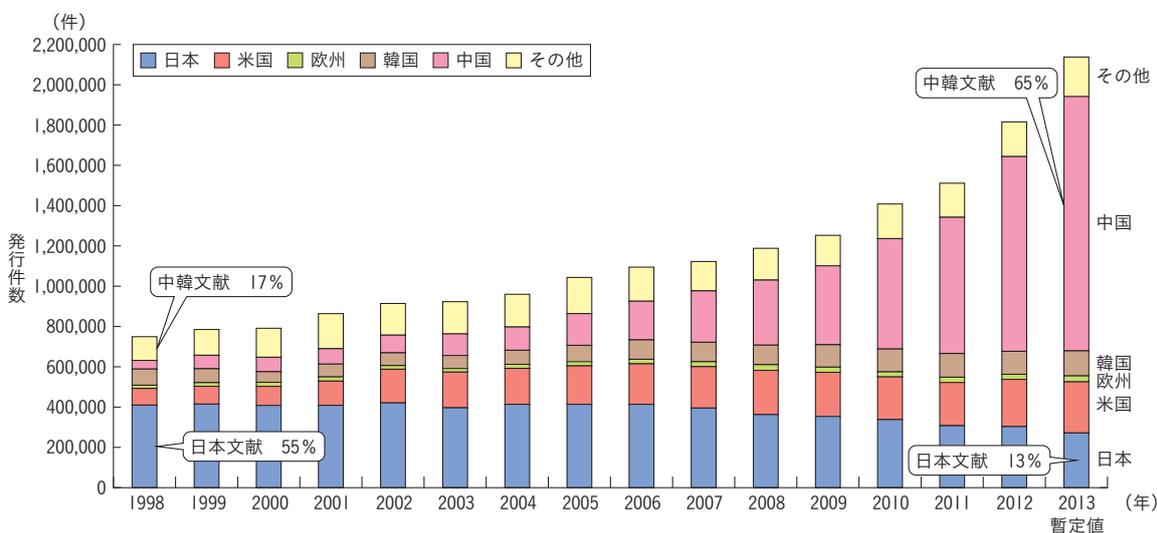
中国特許については、人手翻訳による日本語の要約（和文抄録）を作成し、庁内外において検索可能な環境を整備している。2015

年3月までに、2010年以降に発行された130万件を超える中国特許文献の和文抄録データを作成しており、一部の技術分野においては、和文抄録の作成とあわせて、日本分類（FI、Fターム）の付与も行っている。

加えて、2003年以降に発行された合計1,000万件以上の中韓文献について、日本語機械翻訳文を作成し、日本語による全文テキスト検索を可能にするシステムを2015年1月にリリースした。本システムでは、特に中国語から日本語への機械翻訳の精度向上を図るため、中国公開特許公報と日本公開特許公報の Patent ファミリーの対、及び前述の中国特許和文抄録とその原文の対を利用して辞書を作成し、これを用いて機械翻訳を行っている。本システムは、審査官のみならず、一般ユーザーも利用可能なものである。

特許庁では、最終的には、日本語による多言語文献の横断的検索を可能とするシステムを庁内に整備することも視野に入れている。

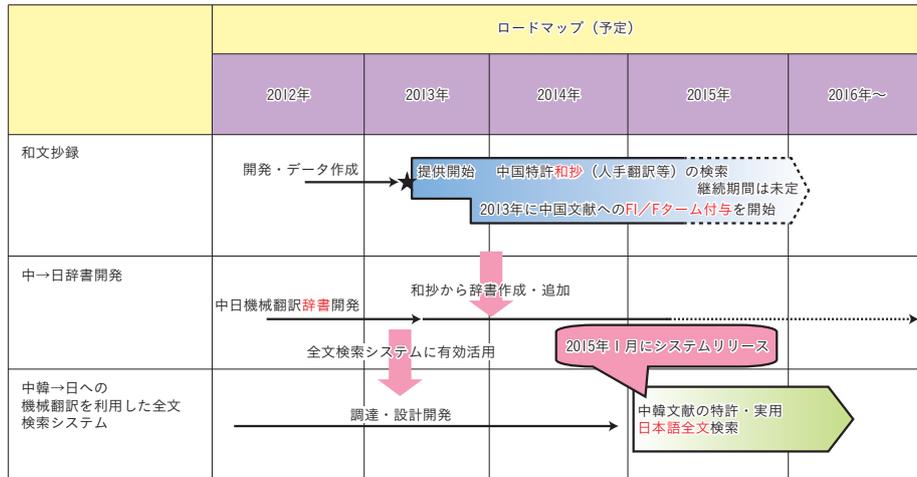
2-1-8 図 世界の特許文献



（備考）世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。2013年の発行件数は暫定値。
（資料）特許庁作成

2-1-9 図

中国・韓国の特許・実用新案文献検索システム開発のロードマップ（予定）



b. 国際特許分類（IPC）改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国際的に広く利用されている国際特許分類（IPC）は、分類項目が少なく（約7万項目）、効率的な検索を行うためのツールとして十分機能するとはいえない。2013年2月に世界知的所有権機関（WIPO）で開催されたIPC同盟専門家委員会において、IPCの項目数に比して新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行われるべきと考えられる技術分野を、WIPOがIPC加盟国に定期的に提示することとなった。これにより、今後は特に新興国の特許文献が多い分野において、IPCの細分化が進む見込みである。

他方、日欧米中韓の五庁は協働してIPC改正に取り組んでおり、まず五庁間で改正IPC分類表についての合意を得た後に、五庁からIPC加盟国に改正提案を提示し議論を行っている。五庁間での分類調和の取組として、これまではCHC（Common Hybrid Classification）プロジェクトの枠組みで議論を行ってきたが、各庁の立場の相違から当プロジェクトは停滞していたところ、2013年1月に米国特許商標庁（USPTO）からCHCプロジェクトに代わる五庁の枠組みとしてGCI（Global Classification Initiative）の構築が提案され、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していく

ことに合意した。その後、現在に至るまでGCIの取組は着実に実施されており、多くのIPC改正提案が五庁からIPC加盟国に提示され、IPC改正の議論をリードしている。なおGCIは、我が国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁（EPO）及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPCに導入するActivity iと、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity iiとからなる。

我が国特許庁は、2015年3月までにGCIの枠組みで43の技術分野においてIPC改正を目指す提案を行い、22の技術分野で分類改正プロジェクトが開始されている。現在は、具体的な改正IPC分類表を策定すべく、五庁及びIPC加盟国と議論を実施している。

今後も技術の進展に応じてIPCをより効率的な検索ツールとするために、各国と協働してIPC改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきている。我が国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきている。

日米欧の三極特許庁で開始された、PCT国際段階での国際調査の結果と各国段階での審査結果との間の一致度に関するサンプル調査が契機となり、我が国特許庁は、2013年から、欧州特許庁との間で、その一致度等を統計的に解析すると共に、結果が相違した案件を対象として、双方の審査官同士の直接的な意見交換を通じて相違要因を特定する分析を実施している。そして、その分析により明らかになった両庁間の制度や判断基準の差異、先行技術文献検索のノウハウ等を、我が国特許庁における特許審査に活用している。

他方、特許協力条約／国際機関会合（PCT/MIA）においても、2010年から特許審査の質の課題に特化した品質サブグループ会合が併せて開催されており、2015年2月に、第5回となる会合が我が国特許庁において初めて開催された。第5回会合において、我が国特許庁は、各国際調査・国際予備審査機関

に構築が求められている「品質管理システム¹」について、その要求事項の改定を検討する議論等をリードすると共に、スウェーデン特許登録庁との間で2014年から開始した判断相違の要因を特定するための共同分析について報告を行った。本会合を通じて得られた知見等については、我が国を含む国際機関での国際調査等の質の向上に活用されると共に、国際出願に係るユーザーの利便性の向上にもつなげられている。

また、2013年度から、我が国特許庁での品質管理に関する取組として、特許庁と外国特許庁との双方に出願されたものであって、互いの審査結果が異なった出願を対象として、その判断相違の要因分析を試行的に実施した。2014年度では、分析対象を拡大してほぼ全ての技術分野において実施し、その結果を審査官に周知すると共に、品質管理のより一層の充実に向けて活用している。

1. 「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（「PCTガイドライン」）」の第21章には品質フレームワークに関する規定が盛り込まれている。この規定により、我が国特許庁を含む、全ての国際調査・国際予備審査機関には、PCTガイドラインへの適合性の監視・測定、その継続的改善、顧客への調査なども含む「品質管理システム」を構築し、質の高い国際調査・国際予備審査を実施することが要請されている。

Column 11

特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究

我が国企業における特許権等の紛争解決の実態については、様々な考察がなされていますが、必ずしもその全体像が明らかになっておらず、産業構造審議会知的財産分科会とりまとめや知的財産推進計画2014において、特許権等の紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析することが求められていました。そこで、平成26年度に「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」が行われました。

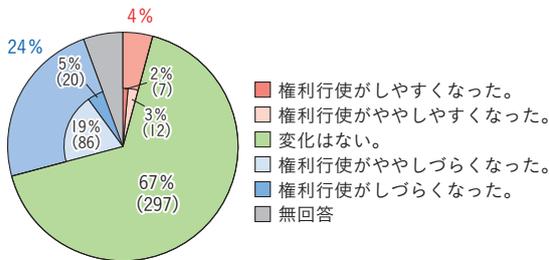
1. 紛争解決の全体像

2011年から2013年の3年間に地方裁判所で終局（判決・和解・取下げ・却下等）した特許権等侵害訴訟を分析したところ、44%が判決に至り27%が裁判内和解に至っています。さらに、和解と判決を併せると、およそ43%が訴訟を通じて「権利の実現¹⁾」が図られたと考えられます。

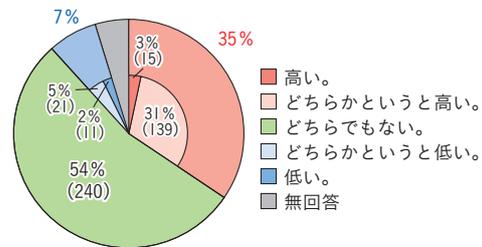
2. 制度上の評価される点、検討を要する点

紛争解決コストや審理の迅速性については日本の訴訟制度は高く評価される一方、権利の安定性、損害賠償額、証拠収集手続については検討を要する点とされました。

権利の安定性についてみると、アンケート調査において、特許法第104条の3（特許無効の抗弁の規定）の施行後に、権利行使がしやすくなったとの回答は4%である一方、権利行使がしづらくなったとの回答は24%となっています。また、35%の者が特許権者として特許権が無効と判断される無効化リスクを恐れて和解に応じる可能性が高いと回答しています。



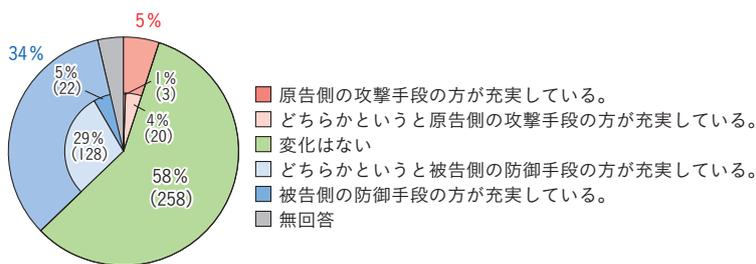
特許法第104条の3導入による権利者として特許権等の権利行使のしやすさの変化



権利者として無効と判断されるリスクを恐れて和解に応じる可能性

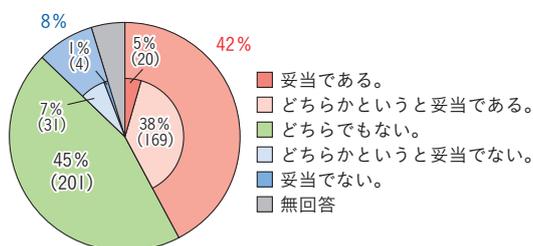
攻撃手段と防御手段のバランスは、特許訴訟において重要な視点であり、アンケート調査では、現行制度における特許権者側の攻撃手段と被疑侵害者側の防御手段について、特許権者側が優位と回答する者は5%であるのに対し、34%の者は被疑侵害者側が優位と回答しています。

1. 訴訟の結果が特許権者にとって勝訴的か否かという点については、個々の紛争の事情に基づいて判断する必要があります。たとえば判決や和解によって金銭給付がなされた場合、その多寡によって勝訴的か否かという評価を当事者以外が行うことは困難であると考えられます。そこで本調査では、差止めや金銭等の給付がなされた判決や和解について、権利の実現が図られたものとしています。また、和解については、非侵害を前提としたものとうかがわれる案件を除いています。



権利者側の攻撃手段と被疑侵害者側の防御手段について

また、権利の有効性の判断主体に関し、特許庁における特許権等の技術的判断については、42%の者が妥当、8%の者が妥当でないと回答しており、特許庁の信頼の高さが示されました。



特許庁における特許権等の有効・無効に関する技術的な判断

3 外国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、更にはASEANやインドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得しうよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。我が国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱（2006年）や五庁会合等での制度調和の議論の提起（2011年）など、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、PCTの枠組みを活用し、国際調査・国際予備審査の管轄拡大を進めてきた。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるよう、国際審査官協議、研修テキストの提供等を着実に実施した。本節では、これらの外国特許庁との連携・協力について紹介する。

(I) 国際的なワークシェアリングのための取組

① 特許審査ハイウェイ（PPH）

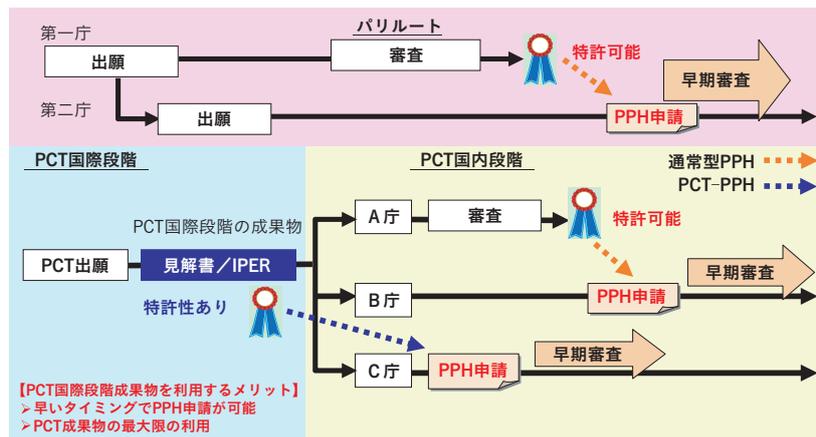
PPHとは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、当該庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

これにより、各庁における他庁のサーチ・審査結果の利用を通じて、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

なお、当該枠組みは拡大され、PCT国際段階において見解書又は国際予備審査報告にて特許可能と判断された出願についても、同様に、PCT国内段階において簡易な手続で早期審査が受けられることを可能にする特許

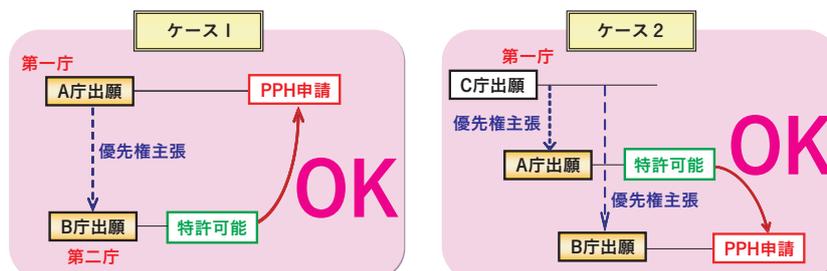
2-1-10 図

特許審査ハイウェイの概要：通常型 PPH と PCT-PPH



2-1-11 図

PPH MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能となるケース



審査ハイウェイ (PCT-PPH) の試行プログラムが2010年1月29日に開始された。

また、2011年7月15日には、我が国を含む8か国¹において、どの国の庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの特許庁による特許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とする、申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム「PPH MOTTAINAI」が開始された。2015年6月1日現在、前記8か国に加えて、22か国・地域²も本試行プログラムに参加している。

PPHを利用することにより、出願人は、主に三つの利益を享受することが可能である。

第一に特許の質の向上である。例えば、米国出願を優先基礎とした日本への特許出願の場合、特許率は55.3%であるが、PPHを利用した場合は76.6%と高い特許率となっている(2014年)。出願人にとっては、特許取得の予見性が高まるとともに、日米の審査官が、原則として、同一の特許請求の範囲に基づいて審査を行うこととなるため、より安定した権利を得ることが可能である。

第二に審査の迅速化が挙げられる。例えば、日本への特許出願における一次審査通知までの期間の平均は通常9.6か月であるのに対して(2014年)、米国から日本への特許出願

において、PPHを利用した場合は、その申請から、最初の審査着手までの平均期間が、2.1か月に短縮されている(2014年)。

さらに、米国出願を優先基礎とした日本への特許出願の場合、最初の審査着手から最終処分までの平均期間は、通常11.0か月を要するのに対して、PPHを利用した場合には、4.8か月に短縮されている(2014年)。

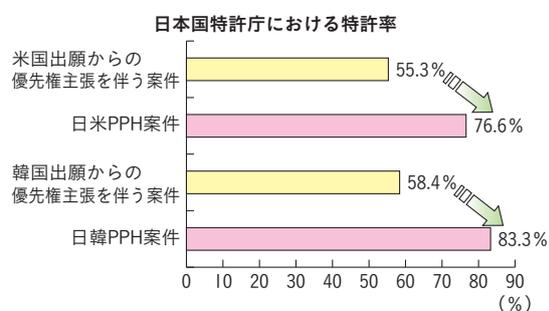
第三に権利取得のためのコスト削減が可能である。他庁において既に通知された拒絶理由は、他庁における審査を経て解消されているため、各庁で重複して通知されることはないものと考えられる。その結果、審査官と出願人のやり取りの回数が減少し、これに伴うコストの削減につながる。これにより、出願人は特許取得の費用を節約することができる。

他方、特許庁の審査官にとっては、他庁の審査結果を利用して審査することができるため、ワークロードの軽減につながり、審査能力を他の出願の審査に振り分けることが可能となり、全体として審査の迅速化に寄与することになる。

以下のa.～c.において、PPHの利用件数、PPHの対象国・地域拡大、PPHの申請要件の緩和・共通化などのPPHの現状について説明する。

2-1-12 図

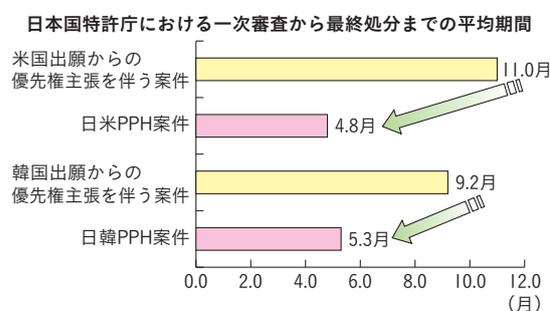
特許審査ハイウェイ利用のメリット



(資料)特許庁作成

2-1-13 図

特許審査ハイウェイ利用のメリット



(資料)特許庁作成

1. 日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン
 2. 欧州、ドイツ、ポルトガル、フィリピン、台湾、韓国、中国、デンマーク、ハンガリー、スウェーデン、イスラエル、ノルウェー、アイスランド、ニカラグア、コロンビア、マレーシア、ポーランド、オーストリア、シンガポール、メキシコ、チェコ、及びルーマニア

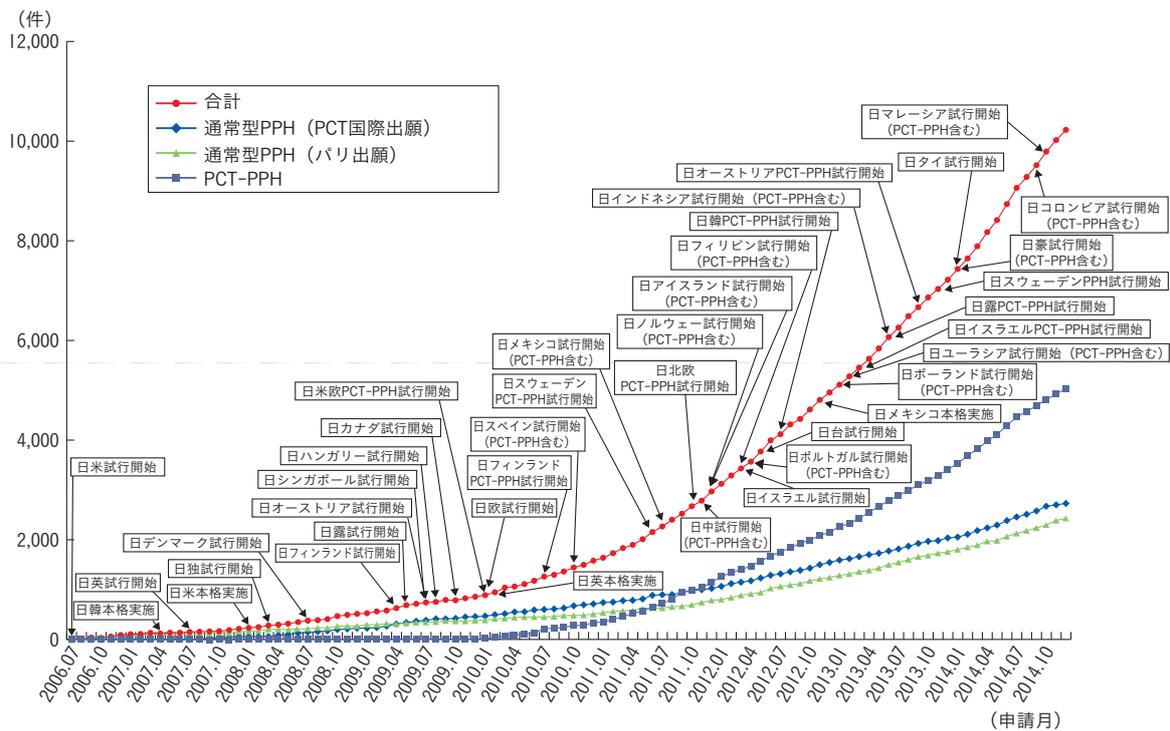
a. PPHの利用件数の拡大

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、PPHの利用件数は着実に増加している。

特に利用件数の多い、日本と米国、日本と韓国、日本と欧州及び日本と中国とのPPHについては、その開始から2014年12月末までの累計で、日本から米国への申請が

13,198件、米国から日本への申請が4,040件、日本から韓国への申請が4,275件、韓国から日本への申請が488件、日本から欧州への申請が3,006件、欧州から日本への申請が1,400件、日本から中国への申請が5,580件、中国から日本への申請が150件となった。

2-1-14 図 日本国特許庁への特許審査ハイウェイの累積申請件数（2014年12月末時点）



(資料)特許庁作成

b. PPH 対象国・地域の拡大

2015年6月1日現在、我が国は32か国・地域と、特許審査ハイウェイ（通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行している。これによって、我が国から海外になされる出願の9割以上でPPHが利用可能となった。

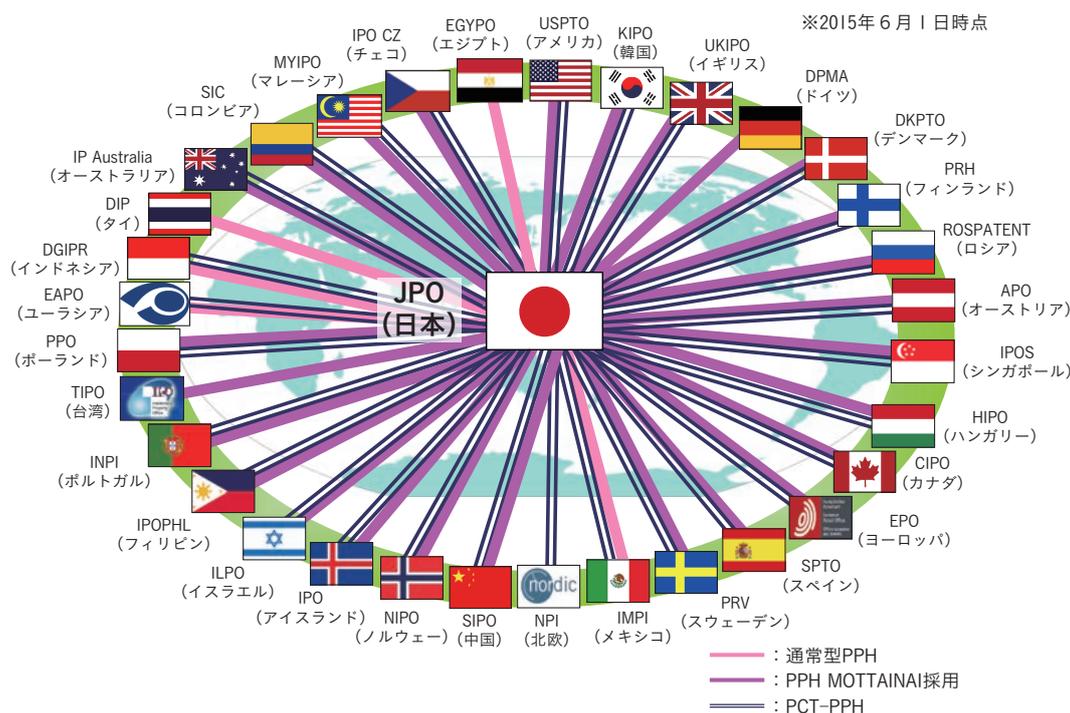
さらに、2015年6月1日現在、我が国特許庁は、PPH MOTTAINAI 試行プログラムの参加国・地域のうち、PPHを我が国との間で既に実施又は試行している26か国・地域との間で本試行プログラムを実施している。

より多くの出願がPPH申請の対象となることで、我が国出願人がより多くの特許を迅速に取得できるようになると期待される。

特に、中国の重要性が知的財産の面でも増す一方、中国では早期審査を受けられる特許出願に制約が設けられていたことから、中国において早期に特許権を取得し、自社技術を保護することを望むユーザーからは、日中間のPPHの導入が求められてきた。そこで、2011年11月、我が国特許庁は世界に先駆けて中国とのPPH及びPCT-PPHを開始した。2014年1月には、日中間のPPH MOTTAINAIの導入により、PPH申請の要件が緩和され対象案件が拡大された。

また、2014年1月にはオーストラリアと通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの試行を開始し、2014年9月には我が国にとって南米で初となるコロンビアとの

2-1-15 図 我が国と他国・地域間の特許審査ハイウェイのネットワーク



PPHを開始した。2014年10月には近年著しい経済成長を遂げているASEAN各国のうち、シンガポール、フィリピン、インドネシア、タイに次いで5か国目となるマレーシアとのPPHを開始した。さらに、2015年4月にはチェコとPPHを開始し、6月にはアフリカで初となるエジプトとPPHを開始した。

2014年11月には、オーストリア、シンガポール、ポーランド、2015年3月には、フィリピンとの間でPPH MOTTAINAIが利用可能となり、対象案件が拡大した。

これらの取組により、我が国がPPHを実施する国・地域は32となり、我が国とのPPH及びPCT-PPHの対象国・地域は年々増加している¹。

c. PPHの申請要件の緩和・共通化

PPHはこれまで二庁間の取組であったため、例えば、我が国特許庁への出願に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、利用者からは各

PPHの要件の共通化を求める声も多かった。

そこで、PPHを更に利用者が利用しやすいものとするため、2009年2月に、第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合が開催された。その後も継続して両会合が開催され、2014年8月に、東京において世界26の国・地域の特許庁・機関が参集し、第7回実務者会合が開催された。

第7回実務者会合では、要件を統一した多国間PPHの枠組みの構築に向けた議論の中で、PPHの有効性の向上を図るべく、PPHの基本的なコンセプトを定めた「PPHポリシー²」（第一庁の結果の最大限の利用、最終処分までの早期審査、PPHデータの公開等）を我が国特許庁から提案したところ、PPHポリシーは合意され、対外公表されることとなった。また、我が国特許庁からの提案「PPH申請要件の統一」について、各国要件の細部で異なるところがあり、我が国特許庁が申請要件の一致点・相違点を取りまとめ、分析した結果、具体的な検討項目（(i) PPH申請可能な時期、(ii) PCT-PPHにおけ

1. 2013年4月以降、我が国は、インドネシア、スウェーデン、タイ、オーストラリア、コロンビア、マレーシア、チェコ及びエジプトとPPHを、イギリス、ロシア、ハンガリー、カナダ、インドネシア、オーストラリア、コロンビア、マレーシア及びチェコとPCT-PPHを新たに開始した。
 2. http://www.jpo.go.jp/pph-portal/PPH_Policy.pdf

る見解書第Ⅷ欄の取り扱い、(iii)申請の瑕疵訂正の機会)を提案し、今後検討することとなった。さらに、2014年1月から我が国特許庁を含めた17か国・地域の特許庁間で開始したグローバル特許審査ハイウェイについて、2014年11月にシンガポール及びオーストリアが加わり、19か国・地域の特許庁に拡大した。

これらにより、通常型 PPH、PPH MOT-TAINAI、PCT-PPH を含むすべての PPH の枠組みを各庁との間で相互に利用可能としてユーザーにとっての戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、わかりやすい手続とすることで、利便性を向上させ、PPH がより実効性のある取組となることが期待される。

Column 12

特許審査ハイウェイ（PPH）10年の歴史

我が国特許庁が提案し、我が国と米国間で世界初の特許審査ハイウェイ（PPH）の試行が開始されたのが2006年7月、今年7月で10年目に突入します。過去を振り返りつつ、今後どのように取り組んでいくのか紹介します。

1. PPHの誕生

1990年代後半から2000年代にかけて、経済のグローバル化が急速に進展し、世界的に特許出願件数が急増しました。各国・地域特許庁においては、審査の遅延が大きな課題となってきました。その課題を解決するための方策の一つとして、各国・地域間の先行技術調査（以下、「サーチ」といいます。）や審査の重複を可能な限り減らし、効率化を図ることが検討されました。すなわち、一つの特許出願が複数の国に出願された場合には、同じ特許出願についてサーチや審査を重複して行う事態を減少させ、審査を加速化させようというコンセプトです。

そこで、このようなコンセプトのもと、日米欧三極特許庁は、増大する審査負担に協力して対処するために、重複出願について他庁の行ったサーチ・審査の結果を相互利用することについて検討を行い、「三極共同サーチ・プロジェクト」及び「相互利用プロジェクト」を実施しました。

①三極共同サーチ・プロジェクト

1998年から1999年にかけて、日米欧三極特許庁の審査官が同時にサーチを行い、その結果を比較する「三極共同サーチ・プロジェクト」が行われ、先行技術調査実務・審査実務の異同の検討が行われました。

②相互利用プロジェクト

我が国特許庁と米国特許商標庁は、サーチ・審査結果を相互利用することが、増大する審査負担に対処するための有効な施策であるとの共通認識に至り、2002年6月には、共同プロジェクトを立ち上げることに基本合意し、2003年1月より、サーチ・審査結果の利用性の評価が行われました。その後、本プロジェクトは、欧州特許庁も含めた日米欧三極特許庁のプロジェクトである「相互利用プロジェクト」に拡大しました。これらのプロジェクトの結果、他庁のサーチ結果の利用が各国・地域の特許庁の審査の質の向上及び審査負担の軽減に効果があることが確認されました。

また、2005年にはサーチ結果の最大限の相互利用に向け、検索履歴情報の有用性を評価するパイロット・プロジェクトも行われました。

こうした取組を経て、我が国特許庁は、各国・地域の特許庁との間でサーチ及び審査結果の相互利用を促進するための枠組みとして、日米欧三極特許庁会合において「特許審査ハイウェイ構想」を提案しました。「特許審査ハイウェイ構想」とは、第二庁のクレームを第一庁の特許クレームと対応させ、第一庁のオフィスアクション等を全て第二庁に提出することにより、第二庁において簡単な手続きで早期に審査が受けられるシステムを創り上げる構想で、この構想が実現したのが、2006年7月3日に米国との間のPPH試行プログラムでした。このとき、世界で初めてPPHというシステムが誕生しました。この構想を提案したときから、我が国特許庁は、PPHを日米欧三極間のみならず、各国・地域の特許庁へ拡大することも計画していました。

2. PCT-PPH、PPH MOTTAINAIの導入

その後、PPHは各国の審査結果を利用しつつ、自国で審査を行うという各国の主権を尊重することが評価され、その枠組みは、35か国・地域（2015年6月時点）まで拡大してきました。その拡大に伴い、利用するユーザーからも多様な要望が寄せられるようになりました。そのようなユーザーの要望を背景にPCTの国際段階におけるサーチなどの結果の利用性が注目され、2009年11月に日米欧三極特許庁長官会合で、PCTに基づく国際出願について国際段階で特許性を有するとの見解が示された場合において、対応する国内出願について早期審査を受けることを可能とする特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）の試行プログラムの日米

欧の三極特許庁間での開始が合意され、2010年1月29日に開始されました。

また、我が国特許庁は、新たな枠組みとして PPH 申請要件を緩和した「PPH MOTTAINAI」を提案しました。この枠組みは、最初に出願された特許庁の結果に基づいてのみ PPH の申請を可能とする従来の要件を緩和し、どの国に先に出願したかにかかわらず、いずれかの特許庁における審査結果を用いて各国・地域の特許庁への PPH の申請を可能とするものです。そして、「PPH MOTTAINAI」は、2011年3月に開催された多国間 PPH 長官会合において、複数の特許庁から賛同が示され、同年7月15日から開始されました。

3. さらなる利便性の向上—グローバル PPH、IP5 PPH—

ユーザーの利便性をさらに向上させるために、利用できる PPH の種類（通常型 PPH、PCT-PPH、PPH MOTTAINAI）を共通化した、多国間の枠組み「グローバル PPH」を提案し、2014年1月から開始しました。

また、日米欧中韓五大特許庁相互間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を2014年1月から開始しました。これにより、通常型 PPH、PCT-PPH、PPH MOTTAINAI を含む全ての PPH の枠組みが日米欧中韓五大特許庁間で相互に利用可能となりました。

そして、2006年7月より日米間で試行プログラムが開始されて以来、我が国と PPH を実施した庁は着実に増加しており、2015年4月1日時点で、31 개국・地域の特許庁との間で本格実施若しくは試行されています。

4. PPH ユーザーの声

2014年12月末時点で全世界の PPH 累積件数は、約 74,000 件となり、これまでに PPH は多くのユーザーに利用されてきました。それでは、ユーザーはどのように PPH を事業活動に利用しているのでしょうか。PPH に対してどのような意見を持っているのでしょうか。

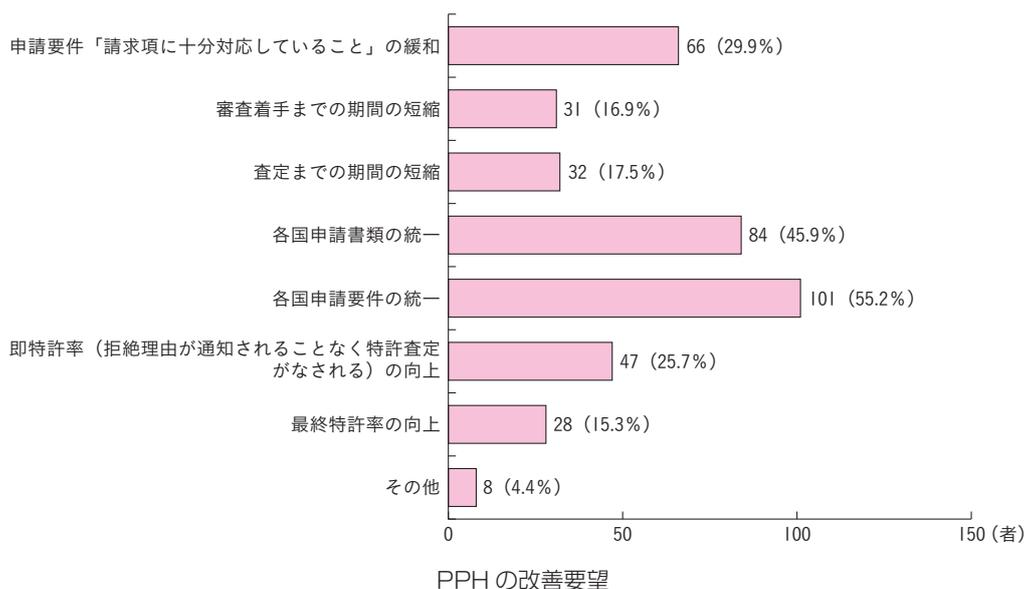
2014年度に海外での早期権利取得を支援する特許審査の運用に関する調査研究を行いました。この調査研究において、ユーザーの PPH の事業活動への活用についても調査しましたので、紹介します（「海外での早期権利取得を支援する特許審査の運用に関する調査研究報告書」より抜粋）。

- ・ PPH を利用することで、早期の権利化ができるのがメリットだと考える。製品の上市時には適切な知的財産権を保有したいと考えており、グローバルに早期に権利化することが望ましい。海外での早期の権利化を目指すために、ダイレクト PCT 国際出願を行い、PPH や早期審査請求制度を利用するケースが多くある。国際調査報告で肯定的な見解が示された出願については PCT-PPH を利用して権利化を図っている。肯定的な見解が得られなかった場合でも、日本に早期に移行した上で早期審査請求を行い、権利化できた後は、日本国特許庁の審査結果をもとに各国で PPH を利用している。（機械製造業）
- ・ 早期に審査結果を得られることと、オフィスアクションの回数の減少にメリットを感じている。ファーストアクションの発行は早いし、オフィスアクションは半分程度に減っている。デメリットに感じている点はない。現在、PCT 国際出願で肯定的な見解が示されたものについて、日本に PCT-PPH を申請し、拒絶理由なく登録した後、外国において通常型の PPH を利用して権利化している。（鉄鋼・非鉄金属製造業）
- ・ PPH は早期権利化を目的として利用している。標準規格に関する技術について、PPH を利用することが多い。PPH を利用すると、早期に審査結果が得られ、特許率が向上し、オフィスアクションの回数を減らせるため、早期の権利取得が可能となる。

なお、PPH を利用することによって、第一国での権利範囲と同等か狭いものとなるデメリットはあるが、標準規格特許のための特許プールの利用を考えると、むしろ第一国と同一の権利範囲となっていることにメリットがある場合がある。（情報通信業）

- ・ オフィスアクションの回数が少なくなれば、全体のコスト低下につながるものと考えている。PPH には、コストの低減や業務の効率化といったことも期待している。韓国で PPH を申請した際、オフィスアクションなく登録となったため、対応費用として見込んでいた予算が節約できた。（繊維・パルプ・紙製造業）

また、PPH に対する要望に関しては、下記のように多く寄せられるとともに、参加国の拡大についても要望が寄せられています。



5. PPH～今後に向けて～

このように、PPHは様々な業界にメリットをもたらしていますが、さらなる利便性向上に向けて今後もPPHの改善に取り組んでいくことが重要です。

現在、各国とのバイ会談、多国間特許審査ハイウェイ実務者会合、五大特許庁会合の場を通じてPPHの利便性向上に向けて、申請要件の統一や申請書類の統一に向けて取り組んでいるところです。そして、PPH参加庁の拡大を促進するために、様々な場を通じ、PPH未参加の特許庁に対して働きかけを継続しています。

今後もユーザーの皆様の意見を参考にしながらPPHがさらに便利な枠組みになるように改善することに努め、PPHを推進していきたいと思えます。

Column 13

日米協働調査試行プログラムの開始について

国際的な審査協力の新たな取組として、我が国特許庁（JPO）と米国特許商標庁（USPTO）は、2015年5月21日、中国・蘇州において、2015年8月1日から日米協働調査を開始することに合意しました。

これにより、我が国の審査結果の諸外国からの信頼の一層の向上が期待されるとともに、我が国企業等は、より強く安定した権利を、日米両国のそれぞれにおいて早期かつ同時期に得ることが可能となります。また、我が国企業等のより円滑な国際事業展開の促進が期待されます。

1. 背景

我が国を含めた事業活動のグローバル化が加速化する中で、製造拠点や販売先など外国で強く安定した特許権を適切なタイミングで取得する必要性が高まっています。

これまで、JPOは、2006年に世界で初めてUSPTOとの間でPPHを開始するなど、グローバルに活動する我が国企業の国際事業展開を支援してきました。

このような中、JPOとUSPTOは、2014年6月、特許審査協力に関して、日米の特許審査官が協働して審査を実施することにより、審査の質の向上を図ることについて基本的な合意をしていました。

この基本的な合意を踏まえ、JPOとUSPTOは、2015年8月1日から日米協働調査を開始することとしました。

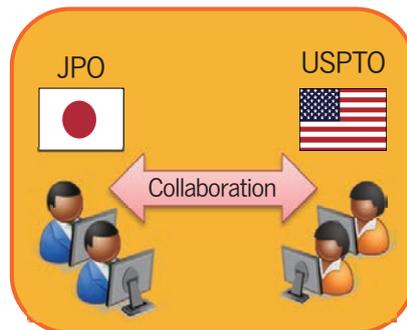
2. 日米協働調査試行プログラムの概要

特許制度は、各国における技術水準や市場の状況等を踏まえた産業施策として、重要なものと位置づけられており、各国の特許審査官は、これらの情勢や各国の法令に基づき、それぞれの国ごとに特許審査を行っています。

これを前提として、日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付するものです。

このプログラムにおいては、日米の特許審査官が特許性に関する判断の前提となる先行技術文献の調査結果を共有することから、両国における審査結果の予見性が向上すると共に、いずれかの庁で審査が完了した後で他方の庁で新たな先行技術文献が発見されるリスクが減少することが期待されます。また、日米の特許審査官が、共有された先行技術文献の調査結果に基づいて同時期に審査に着手することから、権利取得の時期についても予見性の向上が期待されます。

したがって、我が国企業等がこのプログラムに申請をすることにより、日米両国に特許出願した発明について早期かつ同時期に強く安定した権利の取得が可能になることが期待されます。



② JP-FIRST (JP-Fast Information Release Strategy)

前述のように、特許審査のワークシェアリングの原則は、各庁が、他庁により発信されたサーチ・審査結果を利用するというものであるが、我が国特許庁が第一庁となる出願について、その一次審査結果の発信が、第二庁での審査までに間に合わず、第二庁における第一庁のサーチ・審査結果の利用が実現できないケースが見受けられた。

そこで、審査請求制度（審査請求期間：3年）といった我が国の特許制度や国際調査を実施する PCT の枠組みなどを踏まえつつ、2008 年 4 月から JP-FIRST を実施している。

JP-FIRST とは、

- ・パリ優先権主張¹の基礎となる特許出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものを、他の出願に優先して審査着手する（ただし、PCT 国際出願の基礎となった出願は対象外）。
- ・審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から、原則6か月以内に審査着手を行い、審査着手は出願から30か月を超えないようにする。

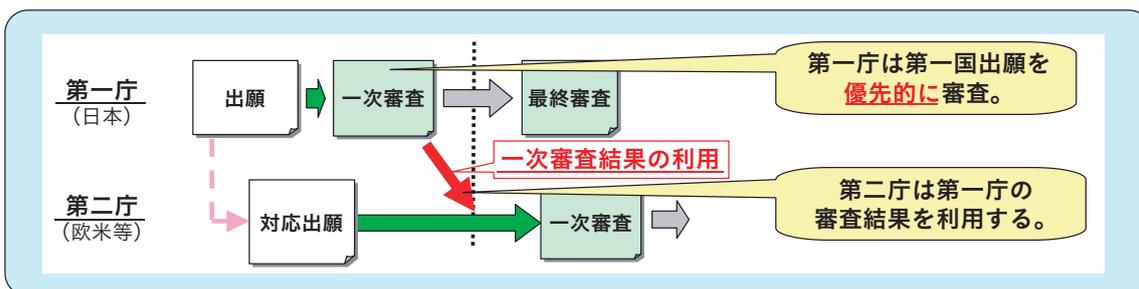
というものであり、我が国特許庁の一次審査結果を第二庁の審査に間に合わせることを目的とした取組である。2014 年においては、この取組を通じて 6,943 件の出願の審査結果が早期に海外に発信された。我が国特許庁の一次審査結果を早期発信し、外国特許庁において我が国の一次審査結果の利用を促進することにより、我が国出願人の外国における適切な権利取得を支援するとともに、各特許庁の全体的な審査負担の軽減に貢献することが期待される。

(2) 国際的な審査協力の新たな取組：
日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付するものである。

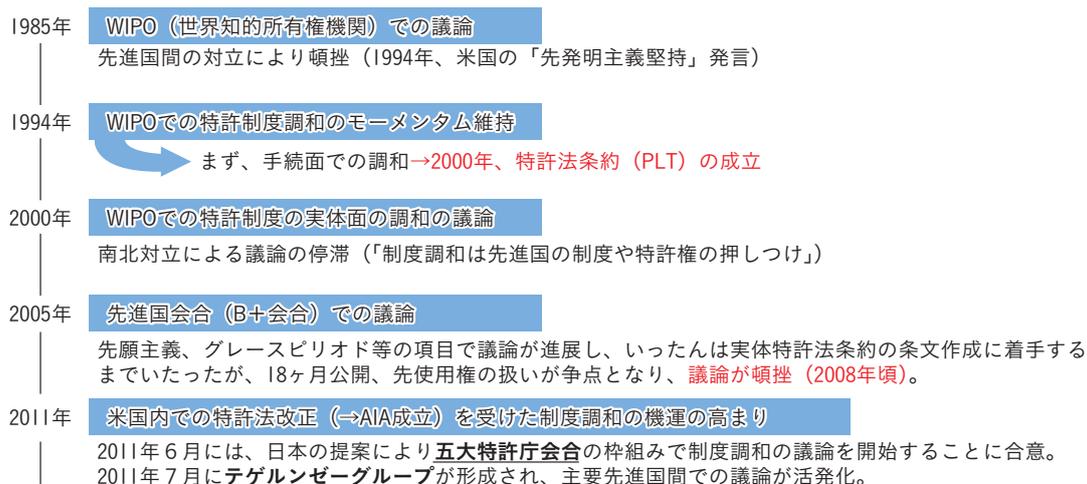
我が国特許庁と米国特許商標庁は、2015 年 8 月 1 日から当該試行プログラムを開始することとした。

2-1-16 図 JP-FIRST の概要



1. パリ条約の同盟国である国(第一国)において出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に出願する場合に、第一国への最初の出願の日から第二国への出願の日までの期間が12か月以内である場合に限り、新規性、進歩性等の判断に関し、第二国への出願について第一国への出願の日においてしたものと同等の取扱いを受ける権利を主張すること。

2-1-19 図 特許制度調和の議論の流れ



（資料）特許庁作成

国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）に加え、ASEAN やインドを始めとする新興国を中心に、短期に我が国特許庁の審査官 42 名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官 42 名を受け入れた。特に、新たにフィリピン知的財産庁（派遣 2 名）及びインドネシア知的財産権総局（派遣 1 名）に我が国特許庁の審査官を短期に派遣し、主に我が国特許庁の審査実務の普及を行った。

さらに、2014 年度は、2013 年度も派遣したシンガポール知的財産庁（派遣 1 名）に加え、新たにマレーシア知的財産公社（派遣 2 名）へ我が国特許庁の審査官を中長期に派遣し、審査実務に関する指導を通じた我が国特許庁の審査実務の普及を行った。また、EPO（派遣 2 名）及び USPTO（派遣 1 名）に我が国特許庁の審査官を中長期に派遣し、相手庁との共同作業を通じて、特許審査のための IT システム、特許審査の品質管理等に関する我が国特許庁の施策・取組を推進した。

2015 年度は、ASEAN やインドを始めとする新興国に対する短期・中長期の審査官派遣をさらに拡大し、我が国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

②国際的な特許制度の調和に向けた議論
特許制度は、各国で独立しているため、海

外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。海外において円滑かつ予見性の高い特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

特許制度調和の議論は、1985 年以降、WIPO を中心に進められてきたが、大きな前進が見られない状況が続いた。

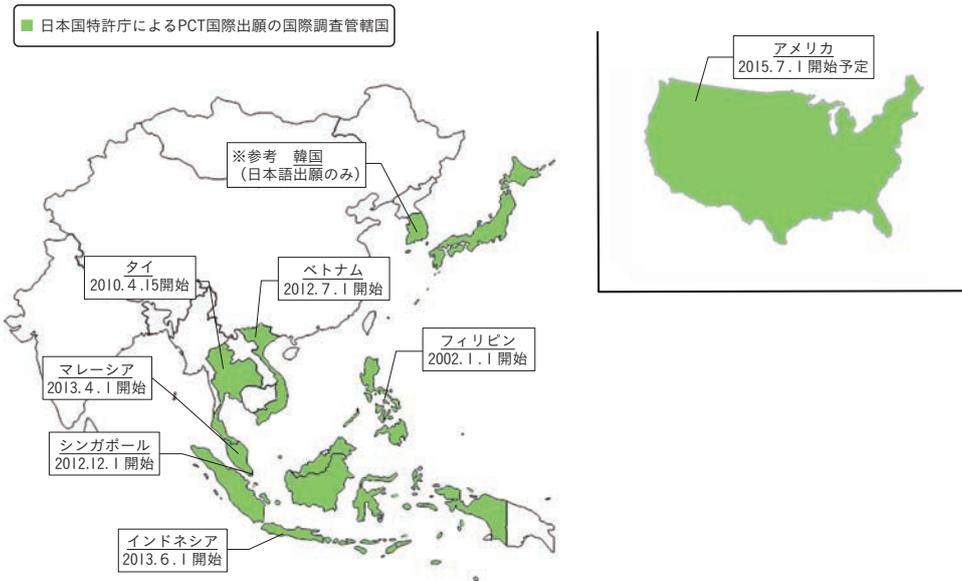
このような状況の中、2011 年、米国議会において米国特許改革法案の審議が進展し、特許制度調和の議論の機運が高まり、2012 年 6 月の第 5 回五大特許庁長官会合では、五庁において特許制度調和の議論を進めるための「専門家パネル」を設置することが合意された。2012 年 12 月には、第 1 回特許制度調和専門家パネル会合が開催され、現在も議論が続けられている。

また、日、米、欧州主要国（英、独、仏、デンマーク）の特許庁と欧州特許庁からなる「テゲルンゼーグループ¹」でも、2011 年 7 月から「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18 か月全件公開」、「先使用权」の 4 項目に焦点を当てて制度調和の議論が進められてきた。

2014 年 4 月に開催された第 5 回テゲルンゼー会合において、これら 4 項目に関して、各国及び地域の特許庁が実施したユーザー協

1. 第 1 回会合が、ドイツのミュンヘン近郊の都市「テゲルンゼー」で開催されたことに因んで、当該会合の参加国・地域を「テゲルンゼーグループ」と呼んでいる。

2-1-20 図 日本国特許庁における PCT 国際出願の国際調査の管轄状況 (2015 年 5 月 21 日現在)



議結果を分析したテゲルンゼー最終統合レポート¹がとりまとめられた。最終統合レポートは、各庁が実施した、ユーザーニーズに関するアンケート調査の結果を包括的かつ分かり易く表示したものであり、どのようなユーザーニーズがあるかを把握するための参考となる資料である。

それを受け、その結果について、特にユーザーの関心が高いグレースピリオドに焦点をあてて、ユーザーと議論を行い、ユーザーからのフィードバックを得るため、我が国特許庁は、2014年7月10日、国際知的財産保護協会 (AIPPI)、国際弁理士連盟 (FICPI) と共に、特許制度調和に関する国際シンポジウムを日本で開催した。本シンポジウムでは、各国及び地域の特許庁、ユーザー団体及び大学等から講師を招き、グレースピリオドに関する主要な項目を中心に活発な議論がなされ、グレースピリオドを始めとする特許制度を調和する方向で議論を推進すべきという認識を官民で共有した。

さらに2014年9月には、特許制度調和に関する先進国会合が開催され参加国／機関²に対して前記テゲルンゼー最終統合レ

ポートについて報告するとともに、今後の制度調和の進め方について議論を行った。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関するあらゆる会合を通じ、我が国特許庁は特許制度調和に向けた取組を推進する。

(4) 英語による PCT 国際出願の国際調査の管轄拡大

現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、今後海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、我が国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を実現する必要がある。

PCT 国際出願制度においては、海外で受理された PCT 国際出願について我が国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の希望により、我が国特許庁が当該 PCT 国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて我が国特許庁による先行技術文献調査

1. http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report.pdf

(仮訳) http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report_kari.pdf

2. WIPO・B グループ (先進国) メンバー、EU メンバー国、欧州特許条約 (EPC) メンバー国、欧州特許庁 (EPO)、欧州委員会 (EC)、及び韓国の、46 か国の特許庁及び 2 機関。

の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、我が国特許庁は、国際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めている。具体的には、従来から管轄していたフィリピン、タイに加え、2012年7月よりベトナム、同年12月よりシンガポール、2013年4月よりマレーシア、同年6月よりインドネシアにおける英語のPCT国際出願について管轄を開始した。また、2015年7月1日から、米国が受理したPCT国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が行うこととした。

今後も、我が国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備へ貢献する。

(5) 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願制度の周知活動

国内におけるPCT国際出願制度の更なる効果的活用のため、2014年10月から12月にかけて、PCT国際出願制度に関する説明会を東京、大阪、名古屋を始めとした全国7か所で13回にわたり開催し、PCT国際出願制度の概要や制度利用のメリットの紹介、受理官庁としての我が国特許庁に対する手続（出願書類等の作成要領など）、指定官庁としての我が国特許庁に対する手続（国内移行手続など）についての説明・周知を実施した。説明会では、PCT国際出願制度の概要を理解するためのテキスト「PCT国際出願制度と手続の概要¹」や提出すべき書類の様式・書き方等を詳細に説明した実務者用テキスト「特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の手続²」、国内移行手続等

を説明した実務者用テキスト「特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国内移行手続³」を配布した。

併せて、PCT国際出願制度に対するユーザーの理解を促進するとともに同制度の普及に資するよう、要点をまとめたパンフレット⁴や2015年4月に行われる手数料納付方法の変更を周知するためのパンフレット⁵を作成し、知的財産権制度説明会や特許庁窓口等において配布を行っている。

これらの活動に加え、特許庁ではPCTの国際的な普及啓発にも取り組んでおり、2014年10月にオランダのハーグで開催された欧州のPCTユーザーを対象とするセミナーにおいては、日本、米国及び中国の各国特許庁担当者や弁理士が講師として参加し、各国における国内移行手続について紹介した。また、中南米諸国のためのPCTセミナーが同年同月に米国のサンティアゴで開催され、主に中南米各国の特許庁を対象に、我が国特許庁の統計情報やPCT-PPHの普及に向けた取組について説明を行った。さらに、同年5月にはミャンマーの政府関係者からなる調査団、同年11月にはカンボジア商業省副大臣を含む調査団の訪問を受け入れ、PCT関連業務について紹介を行った。このような活動を通じて世界的にPCT国際出願制度への関心を高めることにより、我が国のPCT国際出願制度利用者による海外での特許権取得や取得した権利を活用した事業活動の展開の促進が期待される。

1. http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/pdf/s_tokkyo/text.pdf
2. http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h26_jitsumusya_txt/13.pdf
3. http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h26_jitsumusya_txt/14.pdf
4. http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/pdf/panhu/panhu17.pdf
5. http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/pdf/panhu/panhu24.pdf

Case 2

知的財産活用企業 —2015年度知財功労賞受賞企業より その2—

独自の技術、世界中から集まる人・知恵・技術をオープンかつスピーディーに融合し、柔軟な発想でイノベーションを起こしていく富士フィルムホールディングス株式会社

富士フィルムホールディングス株式会社（東京都）は、2000年以降の急速なデジタル化の進展による写真フィルムの需要減に直面する中で、「第二の創業」を目指し、保有技術を軸に、化粧品・医薬品等事業の多角化を推進している。特に、医療機器・医薬品・化粧品などの「ヘルスケア」、印刷用機材の「グラフィックシステム」、液晶パネル用光学フィルムやタッチパネル用部材などの「高機能材料」、テレビレンズや衛星光学系部品などの「光学デバイス」、デジタルカメラやフォトブックなどの「デジタルイメージング」の事業領域を成長分野と定め、経営資源を投入している。

同社では、事業に即した知的財産活動を行うため、事業毎の知財戦略書を作成し、事業部との知財戦略会議を定期的で開催するなど、事業部・RD部門との三位一体の知財活動を行っている。デジタルカメラ等のコンシューマー分野は、特許・意匠・商標を効果的に組み合わせて特許ポートフォリオを構築する「知財ミックス活動」を推進。高機能材料分野については自社の優位性を確実に知的財産権で保護する一方、自社の事業分野以外の技術は積極的にライセンスアウトを行うなど、分野毎に柔軟な知財戦略を実施している。共通技術である画像処理に関しては、日本がIEC¹で獲得した23の国際幹事ポストの一つを担うなど、多岐の分野で国際会議でのポジションを獲得し、積極的に国際標準化活動を推進している。

写真感光材料としてのTAC²フィルム（以下「TAC」）を液晶ディスプレイ用フィルムに応用するためのキー技術は、大河内賞を受賞（2011年度）したTAC製膜の技術群である。このTACフィルムの製造は、高額の大型設備を必要とし、一度設備導入すると変更できない等の事業リスクを抱えていた。そこで同社は、秘匿すると判断した技術以外は、上流から下流の多くの工程で積極的に出願するという「オープン・クローズ戦略」にて参入障壁を強固にし、大規模な設備投資を実現することにより、液晶ディスプレイに用いられる偏光板用保護フィルムの事業化に成功した。この戦略により、TACの世界シェア70%を維持しつつ、ユーザーへの供給責任を果たすことで、液晶ディスプレイの普及に大きく貢献している。また、ヘルスケア分野においてもポートフォリオを構築することで、内視鏡、デジタルX線画像診断システム、超音波検診などの事業で、国民の健康の向上に貢献している。

海外メーカーから提起されたデジタルカメラ特許侵害訴訟においては、最後まで戦い抜く姿勢を貫き、控訴審で勝訴判決を得ることに成功した。他者の知的財産権を尊重する一方で、権利範囲を不当に拡大解釈し権利行使を行う特許権者に対して、断固とした態度で臨む姿勢を示した。



TAC フィルム



化粧品・サプリメント「ASTALIFT」ラインアップ



デジタルカメラ「X-T1」

1. 国際電気標準会議
2. トリアセチルセルロース